

特用林産物生産資材等緊急支援事業補助金交付要綱

令和 4 年 6 月 3 0 日
環境森林部山村・木材振興課

(趣旨)

第 1 条 県は、コロナ禍における原油価格及び資材価格の高騰の影響を受けている特用林産物生産者の経営への影響緩和と生産意欲向上を図るため、予算で定めるところにより、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体の出資する法人、民間事業者、特認団体、個人事業主その他知事が認めるものに対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 補助事業者の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明書)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (2) 法人にあっては、第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (3) 第2条第3号に係る(暴力団関係者に該当しないことの)誓約書(別記様式第4号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業(第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。)が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次の各号に掲げる重要な変更以外の変更とする。

- (1) 事業費の30%を超える増
- (2) 事業実施主体の変更

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、当該変更等の理由及び内容を記載した変更承認申請書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、補助金交付決定のあった年度の各四半期の末日(第4四半期は2月末日)において、事業進捗状況報告書(別記様式第6号)を作成し、当該四半期の最終月の翌月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第 11 条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

2 前項ただし書の規定により概算払による補助金の交付を受けようとする場合は、概算払請求書（別記様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 事業実績書（別記様式第 1 号）

(2) 収支決算書（別記様式第 2 号）

2 第 4 条ただし書の規定により、仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条ただし書の規定により、仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第 1 項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあってはその金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 8 号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第 13 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 2 部（正本 1 部、副本 1 部）とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。ただし、2 以上の市町村にまたがる広域的な事業を行う者については、それぞれ 1 部とする。

(書類の経由機関)

第 14 条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、所轄する西臼杵支庁又は農林振興局長を経由しなければならない。ただし、2 以上の市町村にまたがる広域的な事業を行う者については、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 30 日から施行し、令和 4 年度の予算に係る特用林産物生産資材等緊急支援事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

直接補助の場合

| 区分 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 補助額 |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----|
| 特用林産物生産資材等緊急支援 | 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、民間事業者、特認団体、個人事業主その他知事が認めるもの | 特用林産物の生産に係る資材等の価格高騰の影響を緩和するために知事が別に定める品目ごとの補助単価をそれぞれの生産量に乗じて得た額 | 定額 |

間接補助の場合

| 区分 | 補助実施主体 | 補助対象経費 | 補助額 |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 特用林産物生産資材等緊急支援 | 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、民間事業者、特認団体、個人事業主その他知事が認めるもの | 間接補助事業者が事業実施主体に対し、特用林産物生産資材等の購入に係る価格高騰分について補助する場合における当該補助に要する経費。 ただし、直接補助事業に係る補助対象経費の額を上限とする。 | 定額 |
| 推進事務支援 | | 間接補助事業の実施に要する次の経費 ・賃金 ・需用費 ・通信運搬費 ・その他知事が必要と認めたもの | 定額（1団体当たり20万円を上限とする。） |

別記

様式第1号(第5条、第12条関係)

事業計画(実績)書

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

| 事業区分 | 事業量 | 事業費 |
|--------------------|-----|-----|
| 特用林産物生産 資材等緊急支援 | kg | 円 |
| 推進事務支援 | 式 | 円 |
| 合 計 | | 円 |

(注) 特用林産物生産資材等緊急支援については別紙事業明細、推進事務支援については内訳が分かる資料を添付すること。

3 事業完了(予定)年月日

別紙
事業明細

| 生産者名等 | 品目 | 生産量 (kg) A | 補助単価 (円/kg) B | 事業費 (円) A×B | 備考 |
|-------|----|------------------|---------------------|-------------------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

- (注) 1 事業計画書提出時の生産量は、過去の出荷実績からおおむね今年度の出荷予定を推定し算出すること。
- 2 事業実績書提出時には、生産量を証明する資料を添付し、備考欄に証明資料の種類を記入すること。
- 3 単価は品目ごとに別途定めるものとする。

様式第2号(第5条、第12条関係)

収支予算(決算)書

1 収入

| 区 分 | 予算額 (円) | 決算額 (円) | 増減額 (円) | 備 考 |
|------|------------|------------|------------|-----|
| 県補助金 | | | | |
| その他 | | | | |
| 合 計 | | | | |

2 支出

| 区 分 | 予算額 (円) | 決算額 (円) | 増減額 (円) | 備 考 |
|--------------------|------------|------------|------------|-----|
| 特用林産物生産 資材等緊急支援 | | | | |
| 推進事務支援 | | | | |
| 合 計 | | | | |

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

チェック欄（いずれか該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。
→6か月以内の領収証書の写しを添付してください。
※県内の主たる事業所所在地の市町村の領収証書。
主たる事業所所在地に居住する従業員がいない場合は、
従業員が最も多く居住する市町村の領収証書。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。
→確認印を受けてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。
→確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。
→確認印を受けてください。

| 市（町・村）確認印 |
|-----------|
| |
| |

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
フリガナ
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

誓 約 書

私は、〇〇年度特用林産物生産資材等緊急支援事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等（別添）は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け により交付決定通知のあった 年
度特用林産物生産資材等緊急支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、特
用林産物生産資材等緊急支援事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別記様式第1号と第2号に準じ、変更前後の事業の内容及び
計画を容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変
更前を括弧書で上段に記載すること。

事業進捗状況報告書

事業実施主体名

(月 月末現在)

| 生産者名 等 | 品目 | 当初 生産量 (kg) | 当初 事業費 (円) | 今回 報告 実績額 (円) | 今回 報告 期間 | 進捗状況 (生産量 kg) | | | | | | | | | | 計 | |
|-----------|----|-------------------|------------------|------------------------|----------------|---------------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|---|-----|
| | | | | | | 月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| | | | | | | 計画 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 実績 | | | | | | | | | | | () |
| | | | | | | 計画 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 実績 | | | | | | | | | | | () |
| | | | | | | 計画 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 実績 | | | | | | | | | | | () |

- (注) 1 生産量及び事業費は申請書に記入している申請額を記入すること。
 2 今回報告実績額は、今回報告期間の実績額(事業費)を記入すること。
 3 第4四半期においては、1、2月の実績と3月の実績見込みを記入すること。
 4 生産量の実績を証明する資料を添付すること。

文書番号
年月日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

概算払請求書

年 月 日付け により交付決定通知のあった 年度特用林産物生産資材等緊急
支援事業補助金については、下記のとおり概算払によって交付されたく請求する。

記

金 円

| 交付決定額 | 既受領額 | 今回請求額 | 残額 | 事業完了予定 年月日 |
|-------|------|-------|----|---------------|
| 円 | 円 | 円 | 円 | |

| 口座振替 | |
|-------|--|
| 金融機関名 | |
| 預金の種類 | |
| 口座番号 | |
| 口座名義 | |

担当者氏名
電話 番号
電子メール

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け により交付決定通知のあった 年
度特用林産物生産資材等緊急支援事業補助金について、特用林産物生産資材等緊急支援事
業補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|-----------------------------------------|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第 15 条の補助金の額の 確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け第 号による確定通知額) | | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係 る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 参考となる資料 (3 の金額の積算の内訳等) を添付すること。